

## ○環境省告示第十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十六条の三第二号ニの規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月十二日

環境大臣 中川 雅治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法

- 三 テレビジョン受信機が有害使用済機器となったもののプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該有害使用済機器からこれらを分離し溶融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法
- 四 テレビジョン受信機が有害使用済機器となったもののうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの）に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。（）にあつては、次のイ又はロに掲げる方法
- イ 蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。

- (1) 破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(2)又は(3)のいずれかの方法（水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。以下同じ。）を当該汚泥

- 3 -

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第十六条の三第二号ニの規定による令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

- 一 令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものに含まれる鉄、アルミニウム、銅又はプラスチック（燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なものに限る。以下同じ。）について、当該有害使用済機器から鉄、アルミニウム、銅若しくはプラスチック（以下「鉄等」という。）を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法

二 テレビジョン受信機（家庭用機器）（一般消費者が通常生活の用に供する機器をいう。以下同じ。）であるものに限る。以下同じ。）が有害使用済機器となったものうちブラウン管式のものにあつては、ブラウン管に含まれるガラスについて、当該有害使用済機器からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料

- 2 -

- 又はばいじん一キログラムにつき千ミリグラム以上含有する汚泥又はばいじんにあつては、(3)の方法）により処理する方法
- (2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- (3) ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であつて、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
- ロ 液晶パネルのうち砒素又はその化合物（以下「砒素等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。
- (1) 溶融設備を用いて溶融した上で固化するとともに、溶融に伴って生じる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法

- 4 -

(2) 焼成設備を用いて焼成することにより砒素等が溶出しないように化学的に安定した状態にするとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法

(3) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、砒素等が溶出しないう化学的に安定した状態にする方法

(4) 酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の砒素等を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、砒素等が溶出しないう状態にし、又は製錬工程において砒素等を回収する方法

五 ユニット形エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機又は衣類乾燥機（家庭用機器であるものに限る。）が有害使用済機器となったものに含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三

- 5 -

号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下「特定物質等」という。）のうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法

六 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫（家庭用機器であるものに限る。）が有害使用済機器となったもの断熱材のうち特定物質等を含むものについて、次のいずれかに掲げる方法

イ 当該断熱材に含まれる特定物質等を発散しないよう回収する方法

ロ 当該有害使用済機器から当該断熱材を分離し断熱材その他製品の原材料を得る方法

ハ 当該断熱材を焼却することにより当該断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法

七 令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器と同様の構造を有するものが有害使用済機器となったものにあつては、技術的に可能な範囲で、二から六までに掲げる方法に準ずる方法（ただし、ユニット形エアコンディショナー、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であつて、家庭用機器と同様の構造を有するものが有害使用済機器となったものにあつては、五に掲げる方法）

- 6 -